

新たな「富山県障害者計画」策定の背景等

現状とこれまでの主な取組

○地域での自立と社会参加の促進

- ◇グループホーム等の整備促進
 - ※グループホーム等設置数と利用者数（1ヶ月当たり）
 - 設置数 H18末：55ヶ所 → H24末：113ヶ所
 - 利用者数 H19年3月分：269人 → H25年3月分：646人（目標 H26：806人）
- ◇障害児等療育支援事業など相談支援事業の実施
- ◇手話通訳者、手話奉仕員等の養成
- ◇障害者スポーツや文化・芸術の支援
- ◇障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- ◇障害者の権利擁護、虐待防止施策の推進

○サービス提供体制の充実

- ◇障害者ヘルパーなど人材の育成
 - ※障害者（児）ホームヘルパー養成研修修了者数 449人
 - ※ホームヘルプ等訪問系サービス利用者数（1ヶ月当たり）…全国最低
 - H19年3月分：390人 → H25年3月分：542人（目標 H26：792人）
- ◇相談支援体制の充実
- ◇生活介護や就労支援など日中活動の場の充実（施設整備支援）
 - ※生活介護事業所、就労継続支援B型事業所の利用者数（1ヶ月当たり）
 - 生活介護 H19年3月分：234人 → H25年3月分：2,271人（目標 H26：2,480人）
 - 就労B型 H19年3月分：359人 → H25年3月分：1,605人（目標 H26：1,758人）
- ◇黒部学園の全面改築による障害児療育基盤の整備
- ◇新病院・こどもセンターの整備（H27.10開院予定）

○多様な障害に対する対応

- ◇発達障害者支援センターや高次脳機能障害支援センター等を中心とした相談、研修、普及啓発等
 - ※発達障害者支援センター（H15.7開設）の利用者数
 - H16：465人 → H24：1,494人
- ◇発達障害児者やその保護者に対する支援体制強化
 - ・保護者支援（ペアレントメンター養成研修など）
 - ・市町村支援（市町村サポートコーチの配置など）
- ◇発達障害を含む障害のある児童生徒を支援するスタディ・メイト（特別支援教育支援員）の養成

○障害者の雇用・就労の促進

- ◇就労支援事業所を利用する障害者の工賃向上支援（福祉の店設置、意識改革研修、経営コンサルト派遣等）
 - ※富山県全体の平均工賃実績（月額）
 - H18：11,999円 → H23：14,817円
 - （目標工賃 第1期 H23：24,000円、第2期 H26：18,000円）
- ◇特区を活用した富山型サービスにおける福祉的就労の推進（就労継続支援B型事業所「はたらくわ」利用者数 H25.12：19人）
- ◇障害者雇用の促進（法定雇用率達成企業の割合 H18：53.2% → H24：57.3%）…全国より高い（障害者の就職件数 H20：525件 → H24：998件（過去最高））
- ◇高等特別支援学校の開設（H25.4～、定員24人×2校）

主な課題・施策の方向性

①障害者に対する県民の理解が必ずしも十分でないため、理解促進のための取組の強化が必要
 ⇒ グループホーム等の整備計画について、地域住民の理解が得られず、やむを得ず断念したケースもある。

- 【今後必要な取組の例】
- ・啓発・広報活動の強化、福祉教育や交流の一層の促進
 - ・障害者の権利擁護の推進、障害を理由とする差別の解消など

②地域生活を支援するサービスの一層の充実が必要
 ⇒ 特に、障害者に対するサービスを提供できるヘルパーが不足。また、グループホームや生活介護事業所など地域生活を支えるサービス基盤も十分とは言えない。

- 【今後必要な取組の例】
- ・障害者に対応できるヘルパー養成研修の充実
 - ・住まいの場や日中活動の場の整備に対する支援の継続実施
 - ・身近な地域での相談支援体制の整備 など

③障害者の高齢化や重度化・重複化への適切な対応が必要
 ⇒ 高齢化や重度化に対応できるきめ細かな施策の推進が必要。

- 【今後必要な取組の例】
- ・在宅の重症心身障害児に対する支援の充実
 - ・高齢障害者に対する支援の在り方の検討 など

④発達障害など多様な障害への適切な対応が必要
 ⇒ 発達障害や高次脳機能障害、難病などについて、障害特性を踏まえた専門的な相談や支援ができる体制が必要。

- 【今後必要な取組の例】
- ・新病院・こどもセンターにおける児童精神科医療の充実
 - ・地域における発達障害児者支援体制強化に向けた支援（人材育成等）など

⑤就労や工賃向上に対する一層の支援が必要
 ⇒ 特に、依然として低い工賃向上のための支援強化が必要。

- 【今後必要な取組の例】
- ・工賃向上支援計画等に基づく実効性のある施策の推進 など

⑥大規模災害に備えた障害者の防災支援体制整備が必要
 ⇒ 特に、自力での避難が難しい障害者やコミュニケーション支援が必要な障害者に対する支援が必要

- 【今後必要な取組の例】
- ・実効性のある防災訓練の実施と障害者の参加促進
 - ・災害時「避難スペース」の整備に対する支援 など

障害者の現状等

- 障害者数（手帳所持者数）が増加
- 年齢階層別では、65歳以上が増加
- 重症心身障害児の増加など重度化・重複化が進んでいる。
- 近年、発達障害や高次脳機能障害、難病などが、障害者施策の対象に加えられてきている。

＜県内の障害者手帳所持者数の推移＞

	H15	H20	H25
身体障害者	44,434	49,102	50,855
知的障害者	5,501	6,452	7,252
精神障害者	1,651	2,721	4,528

（単位：人）
（各年3月31日現在）

障害者施策に関する最近の主な制度改正

H17.10 「障害者自立支援法」制定（H18.10完全施行）
 利用者負担は 応益負担
 ・障害の種別の一元化
 ・サービス提供の一元化（市町村） など

H21.12 内閣に「障がい者制度改革推進本部」設置
 ・権利条約締結のための国内法整備
 ・当面5年間で改革の集中期間

H22.12 「障害者自立支援法」及び「児童福祉法」改正
 利用者負担を応 能負担へ見直し
 ・法の対象として「発達障害」を位置づけ
 ・相談支援の充実、障害児支援の強化 など

H23.6 「障害者虐待防止法」制定
 ・虐待発見者の市町村への通報義務
 ・権利擁護センター等の設置 など

H23.7 「障害者基本法」改正
 ・目的規定、基本理念、障害者の定義の見直し
 ・「差別の禁止」に関する条文の新設 など

H24.6 「障害者優先調達推進法」制定
 ・国、地方公共団体等が障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、実績を公表

H24.6 「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正
 ・障害の範囲に「難病等」を追加
 ・ケアホームをグループホームに一元化 など

H25.6 「障害者差別解消法」制定
 ・差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務
 ・相談・紛争解決の体制整備、普及・啓発活動など

H25.6 「障害者雇用促進法」改正
 ・雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務 など